

# 修身教科書に見る良妻賢母教育の実際とその特質

－明治後期を中心にして－

姜 華

キーワード：高等女学校、良妻賢母教育、修身科

**【要 旨】** 本論文は、明治後期における高等女学校の修身教科書に見る良妻賢母教育の実際とその特質を明らかにすることを狙いとしている。すなわち、女子中等教育理念としての良妻賢母が修身教科書の中にどのように投影され、どのような教材として示されたのかを中心に分析し、良妻賢母教育の内実の一端を究明しようとするものである。考察対象の時期としては、高等女学校制度の成立期としての1900年頃から1910年頃までとして、当時の代表的な2つの修身教科書（1902年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』と1907年の井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』）に記載されている良妻賢母像を明らかにする。

考察の結果としては、文部省編纂修身教科書の内容を全体として見ると、女性の役割は、家庭内において家事・育児を担当することにあるものとして描かれている。嫁としては両親に孝行を行い、舅姑に仕えること、妻としては貞操を守ると同時に、夫への従順、夫の仕事を補助する内助的な役割をはたすことが求められている。また、母としては子女に対する慈愛、養育、教訓が求められている。すなわち、修身教科書では舅姑と同居し、家事使用人も抱えた家族にあって、夫や舅姑に仕え、子を育て、教育し、家政を管理できる女性、そして国民としての自覚をもち合わせた女性こそが、「良妻賢母」だったのである。2つの修身教科書は基本的に同じ内容と言えるが、文部省編纂のものと同編のものとの相違点は、後者に描かれた良妻賢母像は、妻・嫁として夫への無条件の従順さを基本としつつも、夫への諫言もできることが良妻の条件となり、女性の果たす役割はただ家庭内に限られたものではなく、進んで社会的・国家的な観点から考える女性が「良妻賢母」とされている。

2つの修身教科書を全体としてとらえた場合、そこに描かれた良妻賢母は国家主義的イデオロギー枠内においてのみの「自覚」を持った女性として位置づけられ、嫁として、母としての役割を果たすと同時に、それを通じて国家に貢献することが求められていたことである。

## はじめに

本論文は、明治後期における高等女学校の修身教科書に見る良妻賢母教育の実際とその特質を明らかにするものである。すなわち、女子中等教育理念としての良妻賢母が修身教科書の中にどのように投影され、どのような教材として示されたのかを中心に分析し、良妻賢母教育の内実の一端を究明しようとするものである。

周知のように、中村正直などによる「初期良妻賢母主義」、森有礼による良妻賢母と国家を結びつけた主張を経て、1890年代後半には樺山資紀や菊地大麓など歴代文相が良妻賢母を国家公認の女子中等教育理念として位置づけた。良妻賢母の理念は大正デモクラシー期、戦時下の時期に若干の変容が見られるが、その理念は戦前における国家公認の理想の女性像として機能し、家族

制度の下で女性の生き方を強く規制してきた。

ところで、良妻賢母教育を国家の女子中等教育理念として位置づけた樺山によれば、「高等女学校の教育は其生徒をして他日中人以上の家に嫁し賢母良妻たらしむるの素養を為す」ことにあり、具体的な良妻賢母像としては「優美高尚の気風、温良貞淑の資性」と「中人以上の生活に必須なる學術技芸」をあわせ持つ女性であるとした<sup>1)</sup>。

このように、文部省は1890年代後半において、理想の女性の在り方は良妻賢母としての素養をもち、家や男性に仕えることにありとし、これを国家公認の女子教育理念として設定したのであったが、実際にはどのような教育を通じてこの理念が具体化されようとしたのであろうか。すなわち、高等女学校においては、教科の学習と学校生活全般の両者を通じてこの理念の実現が目指されたと考えられるが、これらの高等女学校の教育の実態が明らかにされなければ、良妻賢母教育の内実が明確にされたとは見ることができない。以上のような視点から、本論文では高等女学校と教科教育との関係に着目し、主たる教材としての教科書、特に後述するような理由から修身教科書をとりあげて、理念としての良妻賢母が具体的にはどのような素養や女性像として描かれ、どのような教材で良妻賢母教育の理念が具体化されようとしたのかを分析し、良妻賢母の実際の一側面を究明することにした。

なお、筆者は良妻賢母教育について、その理念的側面の分析、さらには教科書と学校生活全体における教育内容面の分析を行い、両者を一体的に考察する総合的な研究を構想しているが、この論文は、このような研究構想の一つに位置づくものである。

本論文に関連した先行研究について述べると、明治期の高等女学校の制度的確立、良妻賢母の理念的分析、カリキュラムなどに関する先行研究は見られるが、教材に関する研究はあまり存在しない。具体的には、国語教科書については田坂文穂の『明治時代の国語科教育』、真有澄香による『「読本」の研究 近代日本の女子教育』があり、修身教科書については小山静子の『良妻賢母という規範』、唐澤富太郎による『教科書の歴史—教科書と日本人の形成—(上)』や蔵澄裕子による「近代女子道徳教育の歴史—良妻賢母と女性特論という二つの位相—」などがある。また、食物教育史については江原絢子による『高等女学校における食物教育の形成と展開』<sup>2)</sup>がある。しかし、良妻賢母教育の実態的研究という筆者の研究視点からこれらの先行研究を見た場合、小山の研究を除くと、教科としての「国語」教育や「食物」教育という視点からの研究にとどまり、女子中等教育の理念的な研究という視点はあまり重視されていない。これらの先行研究の中で小山の研究は注目すべきであり、良妻賢母思想の成立とその思想的変遷について分析し、国民国家や近代家族の成立と不可分な規範として、良妻賢母思想を捉え直した点で高く評価できる。また、1912(明治35)年から1932(昭和7)年までを3つの時期に区分して教科書の分析を行い、時期的変遷を描いた点で意義深い。分析している教材は必ずしも十分な量ではなく、より詳細な分析が求められる。また蔵澄の論文では、壮健な国民育成に最適な母役割は本来女性が備えている性質であるという「女子特性論」と「良妻賢母」論との関係について分析している。しかしながら、分析対象は女子修身教科書の一部に過ぎず、体系的なものではない。これらの先行研究の状況を踏まえ、本論文では、教科書の教材分析に焦点をあててより詳細に分析を行う。

本論文で修身を研究対象とする理由を述べると、家族制度下の性別役割規範として女性の役割

を家庭内にとどめる政策が実施されていた戦前において、女性にその道徳的規範を示す修身科は良妻賢母教育の中核的位置にあったと考えられ、良妻賢母の内実を分析するためには不可欠な科目である、と言えるからである。

以上のような問題意識から、本論文は高等女学校制度の成立期としての1900年頃から1910年頃までを主な考察対象として、主要な修身教科書に記載されている良妻賢母像を明らかにする。このことによって、高等女学校の理念としての良妻賢母教育の実態の側面を明らかにすることができるものと考ええる。

本論文の構成としては、最初に高等女学校教授要目に示された修身の教授事項を検討する。それに続いて1902（明治34）年の文部省編『高等女学校用修身教科書』と1907（明治39）年の井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』を分析し、そこに見られる良妻賢母教育の内実を明らかにする。大正期以降の修身科教育の歴史の変遷については、紙幅の関係から、別稿で論じることにした。

## 第1節 高等女学校教授要目に見る修身教育

1895（明治28）年6月の文部省令第4号によって、高等女学校用教科書は検定対象とすることが決定された。しかし、数年を経ても修身教科書は発行されず、1900（明治33）年の全国高等女学校長会議で、修身教科書編纂を文部省に建議する議案が提出されたほどであった<sup>3)</sup>。これを受け、文部省は1901（明治34）年には『高等女学校用修身教科書』（中島力造・篠田利英執筆）を発行し、これが高等女学校の最初の検定合格本となった。同年「高等女学校令施行規則」第2条に「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ道徳上ノ思想及情操ヲ養成シ中等以上ノ社会ニ於ケル女子ニ必要ナル品格ヲ具ヘ」させることを要旨とする<sup>3)</sup>ことが定められ、「生徒日常ノ行状ニ因ミテ道徳ノ要領ヲ教示シ又作法ヲ授ケ進ミテハ稍・秩序ヲ整ヘテ自己、家族社会及国家ニ対スル責務ヲ知ラシム」<sup>5)</sup>こと、修身教育のを基本とすべきという姿勢が明確に打ち出された<sup>6)</sup>。続いて、1903（明治36）年に高等女学校教授要目が公布され、その翌年から井上哲次郎、加藤弘之らによって修身教科書が編纂され、検定本として全国の高等女学校で使用されることになったのである<sup>7)</sup>。

上述したように、文部省では1901（明治34）年に初めて高等女学校用修身教科書を発行し、その翌年には訂正再版を発行し、1904（明治37）年には3版、1905（明治38）年には4版を出版した。さらに、1907（明治40）年には新版を編纂刊行している。全国で文部省編纂の修身教科書を使用している高等女学校は83校を数え、他の検定本（8種）の使用校数を大きく離している。なお、1907（明治40）年以降になると検定本の種類も増加する<sup>8)</sup>。

本論文では、東書文庫所蔵の1902（明治35）年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』（編制は巻1から巻5までで、各学年1冊を基準とする。以下は、文部省編纂と略記する。）と1907（明治40）年の検定済み訂正版井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』（編制は巻1から巻5までで、各学年1冊を基準とする。以下は、井上編と略記する）の2つを取り上げる。この2冊を分析の対象とする理由は後述する。

高等女学校修身教科書は、基本的には教授要目に基づいて編纂されることから、あらかじめ教授要目にみる修身科の内容を簡単に確認しておきたい。

表1 高等女学校教授要目 (明治36年3月9日 文部省訓令第2号)

| 第1学年、第2学年  | 第3学年、第4学年  |
|--|--|
| 毎週2時   | 毎週2時   |
| 生徒心得<br>当該学校ノ規則、師長ニ対スル心得、生徒ノ本分等                        | 徳道ノ要領<br>自己ニ対スル責務  |
| 衛生ニ関スル心得<br>運動ヲ勉ムヘキコト、飲食ヲ節制スヘキコト、身体衣類住居ヲ清潔ニスヘキコト等      | 身体<br>健康 生命  |
| 修学ニ関スル心得<br>志操ヲ堅固ニスヘキコト、学業ヲ励ムヘキコト、困難ヲ忍フヘキコト等           | 精神<br>知情意 理想、趣味等   |
| 朋友ニ対スル心得<br>信義ヲ重ンスヘキコト、愛情ヲ以テ交ハルヘキコト、互ニ助力スヘキコト等         | 人格 職業 財産<br>家族ニ対スル責務   |
| 起居動作ニ関スル心得<br>時ヲ貴フヘキコト、秩序ヲ整フヘキコト、礼容ヲ重ンスヘキコト等           | 社会ニ対スル責務<br>個人   |
| 物品ニ関スル心得<br>物品ノ取扱ヲ郑重ニスヘキコト、節約利用ニ注意スヘキコト等               | 他人ノ人格 他人ノ身体、財産、名誉 秘密、約束等 恩誼 朋友 長幼、貴賤、主従等   |
| 家庭ニ於ケル心得<br>父母ニ孝ナルヘキコト、兄弟ニ友ナルヘキコト、婢僕ニ親切ナルヘキコト等         | 公衆<br>共同 社会ノ秩序 社会ノ進歩   |
| 国家ニ対スル心得<br>国体ヲ尊崇スヘキコト、国法ニ遵フヘキコト、義勇公ニ奉スヘキコト等           | 国家ニ対スル責務<br>国体 皇室 国憲、国法 兵役、租税、教育 公務、公権   |
| 社会ニ対スル心得<br>長者ヲ尊フヘキコト、公德ヲ尚フヘキコト、自己ノ地位職業ニ対スル責任ヲ重ンスヘキコト等 | 人類ニ対スル責務<br>鰥寡孤独、病者、貧者、罹災者等 遠来人<br>前記ノ目ハ主トシテ責務ノ対象タルヘキモノナレハ之ニ就キテ主要ナル責務ヲ授クヘシ例ヘハ自己ノ精神ノ目ニ於テハ智能ヲ練磨シ迷信ヲ排シ常識ヲ養ヒ情慾ヲ制シ情操ヲ養ヒ意志ヲ鍛錬スヘキコト等又他人ノ人格ノ目ニ於テハ其ノ権利、思想、信仰、感情、希望等ヲ推重スヘキコト等成ルヘク遺漏ナク授ケンコト要ス |
| 修徳ニ関スル心得<br>主要ナル諸徳ノ説明及其ノ実践ノ方法、誘惑ノ危険ナルコト、操持ヲ完クスヘキコト等    | 責務ト關聯シテ徳ヲ説明シ諸責務及諸徳相互ノ關係ヲ知ラシメ且嘉言善行等ヲ引用シテ之ヲ心裏ニ浸潤セシムヘシ  |

注：『明治以降教育制度発達史』第四巻、PP.297～301により作成。

1903 (明治36) 年3月初めての「高等女学校教授要目」が公布された<sup>9)</sup>。教科書がこれに基づいて編纂されるとともに、各高等女学校では「高等女学校教授要目」に従って教授内容を定めて、各科目の教育を行うことになるのである。なお、教授要目の公布に先立って文部省により修身教科書が作成されたのは、上述したような建議が出されたことから、文部省が全国のモデルとして

示したものと推察される。

それでは、この高等女学校教授要目では、どのような修身科の教授要目を定めたのであろうか。その具体的な内容をまとめると、表1のようになる。

表1のように1903(明治36)年に発布された高等女学校教授要目では修身について、第1学年・第2学年では生徒心得、衛生・修学・朋友・起居動作・物品に関する心得、家庭における心得、国家に対する心得、社会に対する心得などが示され、主に個人の生活習慣や家庭・国家・社会に対する道徳の形成に重点が置かれている。第3学年・第4学年では、自己・家族・社会・国家・人類に対する責務など、将来結婚して嫁、妻、母となった場合の心得や家族に対する心得を中心としつつ、社会・国家・人類などへの「責務」により、女性としての全般的な道徳の涵養を目指していると見ることができる。個人から、家族、そして社会・国家まで幅広い領域に及んだ心得を示し、それに基づいて女子生徒に修身教育を行うことが規定されていたと言えよう。おおよそ、以上のような教授要目に即して、これ以降の高等女学校修身教科書が執筆され、検定がなされた。なお、1911(明治44)年には実科高等女学校の制度化にともない、「高等女学校及実科高等女学校教授要目」が発布されたが、本論文ではそれに基づく教科書については分析の対象としない。

## 第2節 文部省編纂と井上哲次郎編集の修身教科書に見る良妻賢母教育

既述したように、文部省では1901(明治34)年に高等女学校用修身教科書を初めて発行し、翌年には訂正再版を発行した。第2節では、1901(明治34)年に発行された修身教科書初版本と内容においてほとんど変わらない1902(明治35)年の訂正再版文部省編纂『高等女学校用修身教科書』<sup>10)</sup>を分析するとともに、1911(明治44)年までの検定済みの教科書の中から1907(明治40)年の井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』<sup>11)</sup>を取り上げる。検定済教科書の中から、井上編を選定した理由を述べると、明治時代に活躍した哲学者である井上哲次郎は、天皇制国家における国民道徳の基礎づけを主張し、晩年は日本の儒教研究に力を注いだ人物である。このような理由から、国民道徳教育を分析するには最適な人物と見ることができ、井上編『訂正女子修身教科書』を選定した。このほかの理由として、明治後期に全国で12校の高等女学校で井上編の教科書が使われていたことから、当時において一定数使用された教科書と推測できるためである。

上述した2冊の修身教科書の内容を分析するため、次のような6つの項目を設定する。教材を6つの項目に分類する根拠としては、1903(明治36)年に発布された高等女学校教授要目に定められた内容と明治期国語教育を研究した田坂文穂の分類方法に基づいている。すなわち、上述したように高等女学校教授要目では第1学年・2学年では個人・家庭・社会・国家に対する心得と第3学年・4学年では自己・家族・社会・国家・人類に対する責務など、が修身教育の内容として設定されている。一方、田坂の『明治時代の国語科教育』では、中学校・高等女学校の国語読本教科書を7つの教材(徳育・文学・歴史・随筆紀行・啓蒙・逸話伝記・戦争関係)に分類している。これらを踏まえて、筆者なりに修身教材を次の6つの項目に分類した。すなわち、個人道徳、家族道徳、社会道徳、国家道徳、国際関係及び人類に対する道徳である。全体としては、個人としての成長を踏まえ、家族・社会に貢献し得る一人の人間として成長し、国家の一員としての道徳を身につけ、さらに国際社会や人類に関する道徳を養うという構造にあると言えよう。こ

の分類に即して、2つの修身教科書の教材（タイトル）をまとめると、表2のようになる。

なお、2つの教科書の冒頭部分に記された編纂方針を確認しておく、文部省編纂の修身教科書第1学年と第2学年では「主として子女たる心得を説き」、第3学年と第4学年では「主として嫁・妻・母たる心得」<sup>12)</sup>を記した教材を配列し、発達段階を考慮したとしている。井上編の修身教科書の例言によれば、第1学年と第2学年では「修身の諸問題を実際の上より説明」し、第3学年と第4学年では「前二冊を反覆して、稍理論上より之を解説」<sup>13)</sup>すると記している。

次に、上述した6つの項目を中心にして、良妻賢母的要素が記されている教材を中心にそれぞれの教科書に描かれた具体的な内容を分析する。

表2 1911（明治44）年までの修身教科書教材の分類およびその特徴

| 教材分類諸事項 | 文部省編纂の修身教科書   | 井上哲次郎編の修身教科書  |
|---------|---|---|
| 1. 個人道徳 | 身体を衛るべきこと①、慢心を抑ふべきこと①、足るを知るべきこと①、独を慎むべきこと①、善に進むべきこと②、学芸を励むべきこと②、正直なるべきこと②、親切なるべきこと②、柔和なるべきこと②、同情を有すべきこと②、忠実なるべきこと②、慎重なるべきこと③、質素なるべきこと③、素行を省するべきこと③、知識を広むべきこと③、技芸を磨くべきこと③、礼譲を守るべきこと③、知力⑤、感情⑤、意志⑤、人格を重んずべきこと⑤、生命を重んずべきこと⑤ | 衛生の肝要なる事①、衣服家屋を清潔にすべき事①、志操を堅くすべき事①、学業を勉むべき事①、進取の心を起すべきこと①、信義を重んずべき事①、時間を尊ぶべき事①、礼儀を重んずべき事①、容儀を整ふべき事①、言語を慎むべき事①、品格を高くすべき事①、節約利用に注意すべき事①、天職を自覚すべき事②、仁愛なるべき事②、誠実なるべき事②、柔和なるべき事②、自重すべき事②、謙譲なるべき事②、質素なるべき事②、理財をつとむべき事②、独を慎むべき事②、己れに克つべき事②、忍耐すべき事②、操持を完うすべき事②、身体③、生命③、清潔③、健康③、運動③、智③、財産③、徳の修養⑤、女性の目的⑤、独立⑤、虚栄心と嫉妬心⑤ |
| 2. 家族道徳 | 父母に事ふべきこと①、兄弟・姉妹相愛すべきこと①、親族相親むべきこと①、僕婢に対する心得①、忠実なるべきこと②、舅姑を敬ふべきこと③、夫にかしづくべきこと③、貞操なるべきこと③、夫に忠実なるべきこと③、夫を補助するべきこと③、家風を重んずるべきこと③、子を憐むべきこと③、子を躾くべきこと③、子を教ふべきこと③、僕婢をいたはるべきこと③、恩に報ゆべきこと③                                      | 父母に孝なるべき事②、兄弟に友なるべき事②、僕婢を憐むべき事②、家政を摂理すべき事②、父母③、舅姑③、婚姻③、夫③、兄弟姉妹③、子女③、親族③、僕婢③、祖先・家門③、忠実⑤、再婚⑤、家庭教育⑤  |

|           |  |  |
|-----------|--|--|
| 3. 社会道徳   | 長上を敬ふべきこと②、他人に迷惑を及ぼさざること②、他人の所有物を害せざること②、他人の名誉を重んずべきこと②、衛生を重んずべきこと③、公平になるべきこと③、慈悲深かなるべきこと③、動植物に対する心得③、社会の秩序を重んずべきこと④、社会に損害を被らしめざること④、公衆の衛生を重んずべきこと④、公共物を重んずべきこと④、社会の繁栄を図るべきこと④、公益を図るべきこと④、博く公衆を愛すべきこと④、財産を重んずべきこと⑤、名誉を重んずべきこと⑤ | 長者を尊敬すべき事②、公益を図るべき事②、公共物を保護すべき事②、他人の身体・財産・名誉④、約束④、共同④、秩序④、所属団体④              |
| 4. 国家道徳   | 皇后陛下の御歌其一①、忠君の趣旨①、国体を重んずべきこと④、国憲を重んずべきこと④、国法に遵ふべきこと④、兵役に服する心得④、納税を怠るべからず④、国益を図るべきこと④、公務に尽すべきこと④  | 国体を貴ぶべき事②、国憲・国法に遵ふべき事②、義勇公に奉ずべき事②、国体④、皇室④、忠君④、愛国④、愛国④、国憲・国法④、兵役④、租税④、教育④、公務④ |
| 5. 国際に関する | 外国人に対する心得④、列国間の交際⑤、列国間の通商⑤、列国間の戦争⑤   | 和親④、通商④、戦争④  |
| 6. 人類に対する | 慈善を行ふべきこと④   | 慈善④、救済④  |

注：①表2は、筆者が文部省編纂1902（明治35）年の『高等女学校用修身教科書』と井上哲次郎編1907（明治40）年の『高等女学校用修身教科書』に基づいて作成したものである。

②教科書タイトルとともに横に並べている数字番号は、それぞれ教科書の巻数を表したものである。

## 1. 個人道徳関係教材

1902（明治35）年の文部省編纂の教科書では個人道徳関係に属する項目として、正直、親切、同情、忠実、慎重、質素、礼讓などが記述されている。その中でも、「学芸を励むべきこと」（巻2）では、次のように記している<sup>14)</sup>。

人は生まれながらにして智徳の備れるものにあらざれば、幼より学芸を修めて、智を啓き、能を進め、徳を養はずんば、人たる本分を尽すこと能はざるなり。学芸を修めたる人は世に処し、人に接し、事に臨みて、其宜しきを得るが故に、能く世を益し、人を利し、従己の幸福を増すことを得るものなり。之に反して、学芸なき人は、世を益すること多からず、他人を利すること少く、従て又世に重んぜらるること稀なり。

ここでは、学芸に励むことは、人が人間としての本分を尽くすことに役立つと説いている。学芸を習うことは、個人に対してのみならず、社会に対しても貢献することであるため、積極的に女子生徒に学芸の道を薦め、学問することを通じて自分を磨き、他人および社会に対しても貢献できる人間として育つべきことを説いている。

表3 文部省編纂と井上編教科書の対比

| 巻数 | 文部省編纂   | 巻数 | 井上編   |
|----|---|----|---|
| 巻2 | 柔和なるべきこと  | 巻2 | 柔和なるべき事   |
|    | 女子にありて殊に然りとす。<br>かくの如く人々互に柔和なれば、其交際円滑にして、無益の争を生ずることなく、世を安穩ならしめ得るなり。 |    | 女子に貴ぶべき美德なり。<br>殊に女子は、夫に対して、柔和の徳を守らんこと肝要なり。如何に心猛き夫にても、其の妻の、飽くまで柔和なるを見れば、終には自ら其の心を和ぐべし。            |
| 巻3 | 質素なるべきこと  | 巻2 | 質素なるべき事   |
|    | 幼少の時より、質素の心掛を持し、長じて一家を成すに至りては、特に此心得を体して何事にも節儉を守り、常に身を修め、家を斉へざるべからず。 |    | 質素を旨とせんことを心掛くべし。軽浮なる女子は、衣服の華美を競はんとする傾向あるものなれども、これ教育ある女子の妄りに倣ふべきことあらず。身には粗衣を着くとも、心に錦を飾らんことこそ望まじけれ。 |

注：表3は、文部省編1902（明治35）年の『高等女学校用修身教科書』巻2～3と井上哲次郎編1907（明治40）年の『高等女学校用修身教科書』巻2に基づいて作成したものである。

これ以外にも、「人格を尊重すべきこと」（巻5）では、「すべて人は社会を成して生存するものなれば、貴賤・貧富・老若・男女・賢愚の別なく、各自人たる資格を具ふる所、即ち人格を有する点より考ふれば、何人も異なる所なし。されば人は其為す所を慎み、互に人格を損する如きことなきやう注意せざるべからず、これ各自人たる本分を完うする為に必要なるを以てなり<sup>15)</sup>」と記し、他人の人格を尊重すると同時に自己の人格を尊重すべきと説き、自他の敬愛を強調している。

また、1902（明治35）年の文部省編纂と1907（明治40）年の井上編2つの教科書で同じタイトルとして存在する教材もある。しかし、同じタイトルの教材でも若干の差異が存在する。その対比をまとめたものが表3である。

表3のように、個人道徳に関する詳細な教育内容を見ると、同じ「柔和なるべきこと」でも、文部省編纂は柔和を交際する際欠いてはならない個人道徳として扱い、井上編は柔和を女性の美德とし、夫との関係で柔和の重要性を論じた点に相異が存在する。また、「質素」では、文部省編纂は質素を家を保つ観点から論じ、井上編は質素を一種の個人道徳として扱っている。

以上のように、修身教科書においては女子生徒の個人道徳の育成に重点を置き、生徒自ら自覚を持って善良なる習慣の形成につとめ、知識の習得を徹底するように求めていることが分かる。しかし、個人道徳であっても、儒教的色彩が強く、かつ井上編のように夫との関係性の中で個人道徳の修養を求めていることも確認できる。

## 2. 家族道徳関係教材

家族道徳関係に属する道徳項目としては、孝行、貞操、忠実など挙げられている。教科書中か



なり多くの割合を占めた家族道德関係に属する教材では、具体的にどのような徳目を説いているのだろうか。文部省編纂「夫にかしづくべきこと」（巻3）では、次のように記している<sup>16)</sup>。

凡そ女子は長じて男子にそひ、一家を成して終生の苦楽を偕にし、円満なる家庭を作るべきものなれば、夫に対しては親愛を尽さざるべからず。女子は、他家に嫁ぐも、或は我が家に夫を迎ふるも、孰れも夫を助けて家事を理むべき職分あるものなれば、常に夫にかしづき事へて、後顧の憂なからしめざるべからず。即ち日常敬愛の誠を夫に捧ぐるは勿論、万事を慎みて、礼儀に背かざるやうに努むべきなり。若し夫を楽しみむることのみを知りて、毫も夫に敬事する心なければ、反て親しきに忤れ、礼を失して其の感情を害し、終には破鏡の不幸を生ずることあるべし。深く慎まざるべからず。

ここでは、一家の妻として、夫を助けて家事を整理し、夫に「後顧の憂なからしめる」ことが女子としての職分であると、一方的な夫への服従を説いている。夫は「外」で、妻は「内」という性別役割論に基づき、女子の役割を家庭内に限定し、夫婦の主従関係を示している。家族制度下の男女間の秩序を説き、儒教的な男女の道德を強調していると理解することができる。

また、文部省編纂（巻3）「夫を補助すべきこと」では、妻の役割を次のように記している<sup>17)</sup>。

婦人は夫に対して忠実なるのみならず、又夫を補助して其事業を完うせしむるやうに務めざるべからず。夫を補助するとは、夫を慰め励まして、間接に之を助け、或は自ら夫の事業を手伝ひて、直接に之を補ひ、以て夫をして半途に其心を沮喪せしむることなく、又中途に其目的を挫折せしむる如きことなからしむるをいふなり。

今後の婦人は、一層此婦徳を修め、以て古人に愧ぢざるやう勉むべきなり。

女子が妻として夫へ果すべき役割は、夫に対するひたすらな忠実だけではなく、夫への補助的役割・作用も必要と説いている。ここでも、男女が主従関係にあることが確認できる。

次に、良妻について扱っている教材を分析する。

井上編（巻3）の「家政を整ふべきこと」では、良妻について以下のように説いている<sup>18)</sup>。

家政を整理することも、妻が夫に対し、一家に対して尽すべき務なりとす。何となれば、夫は多く外に出でて事業に従ひ、以て家のため、世のため、国の為にも尽すものなれば、妻は内にありてよく一家の家政を整理し、夫をして常に内顧の憂なく、勇み励んで其職を尽さしむべきものなればなり。若し妻にして能く此事を完うせば、一家の和睦を保ち、幸福・繁栄を増し得るのみならず、夫をしてよく其目的を遂げ、其名声を揚げしむることを得ハシ。されば、古人も「家貧うして良妻を思ふ」といひたる事あり。これ一家の困難の際には、特に婦人の力によりて、家政を整ふる切要を示したるものなり。人の妻としては貧富に拘らず、此務を完うせざるべからず。

ここでは、夫が一家庭・社会・国家のために外で事業に従事することに対し、妻の任務は内で一家の家政を整理することにあるとし、夫婦相互の役割、性別役割分業を明確に示している。妻としての本務である家政を整理することは、家族の幸福・繁栄や名声をあげることに繋がることとし、理想的な良妻について説いている。

教材には妻としての役割を求めるほかにも、母としての役割を求めているものも存在する。文部省編纂（巻3）「子を躾くべきこと」では、「母として子を憐む上に、最も重んずべきは子を躾くこと是なり。子をしつくとすは、長上に従順なること、礼儀の重んずべきこと等を訓諭示例して、日常の行状に於て、其子の身心を律することをいふなり。此事は固より父母の務なりと雖も、幼少の間、子女は多く母に接近するものなれば、母は一層此心得の切要なることを了せざるべからず。

表4 文部省編纂と井上編教科書の対比

| 巻数 | 文部省編纂  | 巻数 | 井上編   |
|----|--|----|---|
| 巻1 | 父母に事ふべきこと  | 巻3 | 父母  |
|    | 父母に事ふる道は種々あれど、幼少の時にありては、先づ父母の仰に従ひ、父母の誠を守り、父母の意に従はず己が身を衛り、行を慎み、学を励み、業を習ひ、以て父母の心を安んずべし。かくの如く、日夜従順に、父母に事ハ、其心を安んじ樂ましむること、是れ即ち孝行なり。 |    | 女子其の家に在る間は、教育の事は言ふも更なり、衣服・化粧等の事に至るまで、一々父母を煩はざるといふことなし。然るに成長して後は、他家に嫁して、父母の側を離れ、孝養を尽し難き場合なしとせず。されば、常に其の恩の厚くして、之に報ゆることの足らざるを念ひ、益々孝道を励むべきなり。 |
| 巻1 | 兄弟・姉妹相愛すべきこと   | 巻3 | 兄弟姉妹  |
|    | 成長したる後も、幼少の時と毫も変ることなく、互に相助けて、世に処せざるべからず。之を名づけて悌の道といひ、古来孝に次ぎての大道となす。  |    | 兄弟姉妹の間、其の序宜しきを得れば、一家和合して、繁盛すべし。   |
| 巻3 | 舅姑を敬ふべき事   | 巻3 | 舅姑  |
|    | 女子は他人の家に嫁ぎては、舅姑と同居するも、又は別居するも、尊敬の心を以て舅姑に事へざるべからざるなり。   |    | 舅姑は、夫の父母なれば、我が身の父母に異なることなし。されば、其の孝道を尽すことも、亦我が父母の如くにすべし、これ嫁たるものの務なり。   |
| 巻3 | 子を教ふべきこと   | 巻3 | 子女  |
|    | 子を躾けると同時に、母は其の子を訓育せざるべからず。教育とは、人世に最も必要なるは智徳に外ならぬことを示し、常に其子女をして学を修め、徳を磨き、智を啓かしむるやうに教へ導くをいふなり。                                   |    | 子女は、父母に対する務あると同じく、父母も亦子女に対する務あり、之を親の道といふ。親の道甚だ多しと雖も、之を約すれば、三となる、慈愛・養育・教訓これなり。   |

注：表4は、文部省編1902（明治35）年の『高等女学校用修身教科書』巻1、巻3と井上哲次郎編1907（明治40）年の『高等女学校用修身教科書』巻3に基づいて作成したものである。

らず<sup>19)</sup>。」と記し、母として子女を躾けることは最も大切で、幼時の時から子女に良い習慣を身につけさせるべきとしている。すなわち、次世代を養育する母としての役割を十分に果たすことを期待していることが分かる。

次に、父母・舅姑・兄弟姉妹、さらには子に対する教えなど家族道徳に関する教材を検討する。該当部分を抜粋すると、表4の次のようになる。

家族道徳に関する教材では、家族の一員としての女子が父母に対して孝道を行い、夫に対しては忠実を尽くし、子女に対しては躾・教育をするなど、嫁・妻・母としての役割を務めるべきことを説いている。女子の存在意義を、孝行、家事、育児など家庭内範囲に限定していることが明らかであり、家族および舅姑等親族に対する徳性の涵養を求めるなど、儒教道徳に基づいた忠孝本位の徳目の育成を狙いとしている。さらには、子どもを養育する務めや訓育の重要性を説いている。

以上の分析から明らかのように、後に検討する4領域も含めて、6つの領域の中で家族関係道徳が理念としての良妻賢母を最も顕著にあらわすものであったと見ることができる。このことは、表2からも分かるように家族道徳教材の占める割合の高さによっても明らかになる。

### 3. 社会道徳関係教材

個人道徳、家族道徳のほかにも公衆、公共物などの社会道徳関係に関する徳目も、修身教科書には数多く記述されている。その具体的な教材として、次のようなものを挙げることができる。

社会道徳に属する「衛生を重んずべきこと」について、文部省編纂(巻3)では、次のように記している<sup>20)</sup>。

人は又己が職分として衛生を重んぜざるべからず。これ身体の健全を保ちて、人たる本分を尽し得るのみならず、幸福を得る基とも為るべければなり。特に妻として立つべき女子に取りては、此心得はいそう必要なり。何となれば、女子は独り己の身を護るべきのみならず、舅姑に事へ、夫を助け、子を育つべき職分あるを以てなり。然るに世には外見の虚飾等に馳せ、一時の感情に制せられて、衛生の必要を顧みざる人少からず。又万事に不注意にして、自然衛生を疎んずるに至るものなきにあらず。かくの如きは心得違の大なるものにして、為に己が幸福を減じ、家族を害し、他人を損ふ因となるべし。よくよく注意して、衛生を重んずる所なかるべからず。

女性が家庭内の衛生を保つことは自身のためだけでなく、舅姑・夫・子どもなど、家族に対する主婦としての責任である事を強調し、そうでなければ自身・家族・他人を損なうとしている。衛生も良妻賢母の重要な素養として位置づけられていたと言える。

次に、表5に長者に対する教材をまとめたが、ここでは、年長者や身分の高い人間に対して尊敬すべきことを説いている。これらは、欧米における社会道徳とは異なり、社会秩序の維持、上下関係の維持に重点を置いた儒教的道徳観に基づく徳目と言える。

以上考察したように、高等女学校用修身教科書においては、社会道徳を取り上げてはいるが、

表5 文部省編纂と井上編教科書の対比

| 巻数 | 文部省編纂  | 巻数 | 井上編  |
|----|--|----|--|
| 巻2 | 長上を敬ふべきこと  | 巻2 | 長者を尊敬すべき事  |
|    | 賢能の人と共に、常に尊重すべきは長上の人なり。長上の人とは、己より年齢又は身分高き人を称するなり。凡て人は己より眼上なる人を尊敬すべきものとす。 |    | 長者とは、我より年長なる人をいふ、凡そ長者は之を尊敬せざるべからず。又たとひ年長ならずとも、経験智能、共に秀でて、世上の事理に通ぜる人、又は品性高く、徳行ありて、人に重んぜらるる人は、また長者として、之を尊敬すべきなり。 |

注：表5は、文部省編1902（明治35）年の『高等女学校用修身教科書』巻2と井上哲次郎編1907（明治40）年の『高等女学校用修身教科書』巻2に基づいて作成したものである。

独立した個人と社会の相互関係としてではなく、家庭の主婦としての役割や上下秩序との関係で女性の社会道徳を説いている点が特徴と言える。そのほかにも、「長者」「公益」「名誉」など一般市民としての道徳も挙げられている。一部には西洋流の市民道徳も含まれていたが、その根底には儒教道徳が貫かれていたと見ることができる。

#### 4. 国家道徳関係教材

道徳教育として行われた修身は、主に天皇制国家イデオロギーの教授を中核とした学科目として位置づいていた。天皇を中心とした国家道徳に関しては、国体、皇室、国憲・国法、兵役、教育、公務などの教材が含まれている。

文部省編纂（巻4）「公務に尽すべきこと」では、妻の役割について以下のように記している<sup>21)</sup>。

公務に従事するものを官吏・公吏等と為す。是等の人は、皆忠実に其任務を尽し、以て良好の成績を挙ぐることを心掛けざるべからず。されば、公務に従事する人の妻・姉妹・子女たる者は常に其身を慎みて、夫又は父・兄弟の名誉を害はざるやうに勉むるのみならず、進んで其職分を完うせしむるやう心掛けざるべからず。これ女子が国家に対して尽すべき本務の一端なり。

ここでは、高等女学校を卒業した女子生徒は将来中流家庭に入る可能性が高いことから、常に身を慎み、公務に就く夫・父・兄弟の名誉を損なわないように努めるべきで、それが女性の国家に尽くす本務だとしている。ここでは、夫や父を通じて女性が国家に貢献するという位置づけである点に注目したい。

次に、忠君・国憲・国法・兵役に関する教材を検討する。それらを表6にまとめた。

このように、忠君においては天皇の「忠良の臣民」として、教育勅語などに基づいて「皇運」を扶翼すべきこと（文部省編纂）<sup>22)</sup>、国家に対する務の根本として忠孝一本を實踐すべきこと（井

表6 文部省編纂と井上編教科書の対比

| 巻数 | 文部省編纂   | 巻数 | 井上編  |
|----|---|----|--|
| 巻1 | 忠君の趣旨   | 巻4 | 忠君   |
|    | 我等臣民は、兩陛下の大御心を体し奉りて、ますます忠良の臣民となることを期待せざるべからず。此に到るの途は、唯勅語及び勸学歌の御垂示に基き、日夜学を修め、徳を積み、進みて国のため、世のために力を尽し、以て皇運を扶翼すべきこと是なり。これ即ち、忠君の道にして、我等臣民の正に記憶すべき所なりとす。              |    | 子女は家族の一人としては、家長に服従し、国家の臣民としては、国君に服従す。是れ孝を移して、忠となすものにて、之を忠孝一本と称す。忠孝一本の主義は、我が国家をして、永遠に繁栄せしむる所以なり。<br>孝なくんば、一家の滅亡立ろに到るが如く、忠なくんば、一国に運命亦危からずとせず。故に我が国に於ては、忠君は、国家に対する務の根本たること、推して知るべきなり。 |
| 巻4 | 国憲を重んずべきこと  | 巻2 | 国憲・国法に遵ふべき事  |
|    | 憲法は国家の至高至重なる大法にして、国家の依て立ち、依て栄ゆる基なれば、我等臣民たるものは謹みて之を遵奉し、以て国民たる本分を尽さざるべからざるなり。   |    | 時々政府より発布する所の法律・命令も、国家を治め、人民の生命・財産・名誉を保護する上に於て、欠くべからざるものなれば、我等は、憲法に遵ひ、国法を守りて、国家の繁栄を図らざるべからず。勅語に、『国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ』と宣へるは、是の謂なり。  |
| 巻4 | 国法に遵ふべきこと   |    |  |
|    | 国法は全く我等人民の権利を保護し、社会の安寧・秩序を保ち、国家の進歩発達を図るものなれば、常に之を遵奉してゆめゆめ背反することあるべからざるなり。   |    |  |
| 巻4 | 兵役に服する心得  | 巻4 | 兵役   |
|    | 凡そ男子は国法を遵守する中に於て、特に一身を捧げて国家に尽くすべき義務あり、兵役に服すること是なり。これ国民として、国家・社会の安寧幸福を維持する為に、必要欠くべからざる務なるを以てなり。<br>女子もまた、人の妻となり、母と為りては、よく此必要を知りて、その子をして国民の義務を缺かしむることなきを期せざるべからず。 |    | 一国の兵備は、其の国民自ら之に當らざるべからず、是れ国民皆兵役の義務を負ふ所以なり。<br>成長して後は、他家に嫁して、父母の側を離れ、孝養を尽し難き場合なしとせず。されば、常に、其の恩の厚くして、之に報ゆることの足らざるを念ひ、益々孝道を励むべきなり。  |

注：表6は、文部省編1902（明治35）年の『高等女学校用修身教科書』巻1、巻4と井上哲次郎編1907（明治40）年の『高等女学校用修身教科書』巻2、巻4に基づいて作成したものである。

上編)<sup>23)</sup>が説かれている。また、国憲・国法を守ることが国家・社会の発展に直結することが強調されている。さらに、兵役については、文部省編纂は男子が兵役に服して国家に尽くすのに対し、女子は子どもにこのような義務を認識させるべきことを説き、井上編では女子は他家に嫁した後も実の父母への恩に対し「孝道」に励むべきことを説いている。文部省編纂とは異なり、井上編では兵役との女性との直接的な関係は述べず、男子の兵役と女子の父母への恩とが対置されている点が注目される<sup>24)</sup>。

以上分析したように、女子の国家道徳においては、「忠君」と「愛国」が一元化され、さらに国家主義的傾向が強調され<sup>25)</sup>、忠君愛国の道をまっとうすべきことを説いており、天皇制教育が浸透していることが明らかになる。女性も男性と同様に、天皇の「忠良の臣民」として国憲・国憲を守り、子に兵役の義務を教えることを通じて、国民として位置づけられていたと言えよう。

## 5. 国際関係の道徳教材

国際関係に関する道徳としては、外国に対する心得、通商、和親、戦争などの事項が教材として取り上げられている。これらをまとめると、表7のようになる。

「通商」に関しては、2つの教科書が国家間の通商が日本の富強につながるとし、井上編では通商にかかわるのは男子であるが、女子もこの趣旨を理解し、男子を補佐すべきことを説いている<sup>26)</sup>。

「戦争」について井上編では、直接戦争に参加できない嫁・妻としては各自の役割を十分に果たすことを期待する。時勢に応じて、積極的に戦争へ協力すべきことが説かれ、この点において女子も国家の一員であると自覚すべきことを強調している<sup>27)</sup>。国際事業に対して女子も男子と同様に、夫を通じて間接的に・直接的に国家に貢献すべきことを説いている。

この他、「外国人に対する心得」など、国際主義的色彩を持つ教材では外国人と交際する際、個人の言動挙動は一身のみならず国家の名誉に関わる問題として言動挙動を慎み、日本人たる品位を傷つけないよう求めている。

表7 文部省編纂と井上編教科書の対比

| 巻数 | 文部省編纂  | 巻数 | 井上編   |
|----|--|----|---|
| 巻5 | 列国間の通商   | 巻4 | 通商  |
|    | 我が商人たらん者は、爾今眼を大局に注ぎ、農工業者と相携へて、我が国の産業を發達せしむることを期し、之によりて自国の輸出を盛にし、終に海外貿易の上に覇権を握り、啻に自家を富ますのみならず、又我が国家・社会の富強をも補ふ所なかるべからざるなり。 |    | 商権を拡張するは、通商上の一大要務なり。外国の品物を輸入するにも、我が国の品物を輸出するにも、必ず外人の手を経るやうにては、貿易の發達は、ついに望むべからざるなり。是等の事は、素より男子の手腕に待たざるべからざれども、女子たるものも、亦常に此の精神を以て、常に男子を輔佐すべきなり。 |

注：表7は、文部省編1902（明治35）年の『高等女学校用修身教科書』巻5と井上哲次郎編1907（明治40）年の『高等女学校用修身教科書』巻4に基づいて作成したものである。

## 6. 人類に対する道徳教材

以上述べた教材以外にも、慈善、救済などの項目を含む人類に対する教材も見られる（これについては、表8にまとめた）。

「慈善」については、特に女子としての独自の徳目は記されていない。

そのほか、井上編巻4「救済」では、女子の役割について、次のように述べている<sup>28)</sup>。

又豫で覚悟せし事とは云へ、君の為め国の為めに、弾丸雨注の中に奮戦し、不運にして負傷せるもの、及び敵国の捕虜となれる傷兵病卒の如き、其の心中を想ひやれば、実に憐むべきものあるなり。而して是等の士卒を介抱して、如何なる面倒をも辞せざるは、女子にあらざれば為し難き仕事なり。されば女子にして、赤十字社の事業をたすけ、若し事情の許すあらば、進んで其の特志看護婦たる如きは、最も適当にして、且高尚なる救済の法といふべし。

ここでは、戦争で「負傷」したり「捕虜」になった人間に対しての介抱や援助は勤勉などの特性をもつ女性が適しており、「赤十字」などの事業に参加すべきことを説いている。

以上、2つの修身教科書を分析したが、最後に巻ごとの内容的な構成をまとめることにする。

文部省編纂修身教科書の巻1では教育勅語の内容が圧倒的に多くの比重を占め、巻2では個人として備えるべき道徳に関する内容が多い、巻3は理想的な女性像が良妻と賢母に分けて説かれ、家族道徳に関する内容も多く占めている。こうした点で、巻3は理想的な女性像が良妻と賢母に分けて説かれ、家族道徳に関する内容も多く占めている。こうした点で、巻3は良妻賢母教育の中心に位置づいている。巻4は社会道徳と国家道徳に関する内容がほとんどであり、巻1から巻4までおよそ生徒の道徳的な発達段階に即した配列になっている。また、巻5（第5学年用）の修身教科書に注目すると、ここでは社会道徳と国家道徳についてはほとんど触れられず、主に個人道徳と考えられる内容が多く、大半の内容は倫理的なものである。巻5がこのような内容になった理由は明確ではないが、当時は修業年限4年の高等女学校がほとんどであり、ごく少数の5年制高等女学校の生徒に対して、4年間の修身教育の基盤の上に、より高度な倫理的な内容を教授しようとしたためと推察される。

次に、井上編修身教科書の巻ごとの構成をまとめると、巻1は1903（明治36）年に発布され

表8 文部省編纂と井上編教科書の対比

| 巻 数 | 文部省編纂  | 巻 数 | 井上編   |
|-----|--|-----|---|
| 巻 4 | 慈善を行ふべきこと  | 巻 4 | 慈善  |
|     | 人は一個人としても、他人を憐むべきものなれども、衆力を協せて十分に不幸の人を救助する如きは、最も慈善を尽すに適當なる美挙といふべし。 |     | 慈善の良法は、金錢を與ふるにあらず、又衣食を與ふるにあらずして、彼等に自活を為し得べき職業を與ふるにあり。即ち正業に就かして、自ら労働し、自ら生活し得べからしむるにあり。 |

注：表8は、文部省編1902（明治35）年の『高等女学校用修身教科書』巻4と井上哲次郎編1907（明治40）年の『高等女学校用修身教科書』巻4に基づいて作成したものである。

た「高等女学校教授要目」で定められた教授項目に従って内容を設定したことで、全体の内容から見ると個人道徳に関する内容が多くなっている。巻2を見ると、家庭、国家、社会、そして個人道徳という4つの部分によって構成され、その内容としては仁愛・誠実など個人道徳的な内容と家政摂理など家族道徳の内容、そして国家道徳に関しても論じられている。その他にも、女性としては家政の管理、持操、義勇などについて言及されている。巻3では、大きく「自己に対する務」と「家族に対する務」2つの内容で構成され、女性としての個人道徳と家族道徳に関する内容が論じられ、巻4の修身教科書では、教科書の全体を社会道徳と国家道徳そして国際に関する3つの内容で構成されている。そのなかでも、巻5の修身教科書では、自己実現など個人道徳のほかにも、良妻賢母的な女性の理想像や女性の生き方全体が論じられている。

高等女学校の教育は、基本的には、家族制度下における性別役割規範として女性の役を家庭内にとどめ、男性の庇護の下に置く女性政策の中に位置づけられていた。このため、高等女学校生徒に道徳教育を行う修身は、良妻賢母教育の中核的な教科として存在していた。このため、家族道徳を説く部分に良妻賢母の要素が最も色濃く示されていたと言える。本論文は、高等女学校教育の確立期の修身教科書を分析し、良妻賢母教育の内実の一端の究明を試みたものであったが、その内容的特徴は「おわりに」でまとめることにする。

### おわりに

以上、本論文では明治中期以降高等女学校で用いられた二つの修身教科書の内容的な分析を行い、良妻賢母教育の実態の一端について考察した。分析した結果を6つの項目ごとにまとめると、おおよそ次のように言える。まず、個人道徳に関する教育内容については、善良なる生活習慣、知識の徹底を期するなどの道徳を説いているが、儒教道徳の色彩を持ち、かつ夫との関係性の中で個人道徳の修養を強調する傾向が見られる。次に、家族道徳に関しては、性別役割論に基づいた家庭内に限定した女子の役割、そして家族制度下の男女間の秩序、夫への補助的役割・作用など夫婦の主従関係を説いていた。既述したように、家族道徳が良妻賢母を最も顕著に表すものであったと言える。続いて、社会道徳に関する教育内容は、女子を独立した個人と社会の相互関係としてとらえるのではなく、家族の主婦としての役割や上下秩序の中で女子の守るべき社会道徳を説いている。国家道徳に関しては、「忠君」と「愛国」が一元化された天皇制下の国家主義的女性道徳を重視し、女子は夫や父を通じて国家に貢献するものとされ、女性も男性と同様に国民として位置づけられていた。国際関係の道徳に関しては、夫と子を通じた国際事業での女性の間接的・直接的な役割を説いていた。最後に人類に関する道徳においては、人類全体に対して女性が持つべき慈愛、勤勉の道徳を強調していた。

次に2つの教科書の相異という点から、教材内容をまとめてみる。個人道徳に関する教育内容について、文部省編纂教科書は「柔和」を交際上欠いてはならない個人道徳として扱い、井上編は「柔和」を女子として貴ぶべき美德とし、女性が夫に対して柔和の徳を守ることが肝要であるとしている。「質素」では、文部省編纂は質素を家を保つ観点から論じ、井上編は質素を一種の個人道徳として扱い、井上編は個人道徳と家族道徳を密接に連携している点に特徴があった。また、「子を躾くべきこと」では、文部省編纂は子女への教育において躾を重視したのに対して、



井上編は子女の教育を慈愛・養育・教訓の3つの観点から行うべきであると記述している。そして、国家道徳に属する「兵役」について、文部省編纂では男子は兵役に服して国家に尽くすのに対して女子は子どもにこのような義務を認識させることを説き、井上編では兵役と女性との直接的な関係は述べず、男子の兵役と女子の父母への恩とが対置されている点が注目される。国際に関する道徳では、文部省編纂では女性への協力を求めることに対して、井上編では国際舞台での女性の協力及び参加を呼びかけている。しかし、人類に関しては、文部省編纂では他人への救助的な活動を求めているのに対し、井上編では独立した人間として世に立てる職業を与える点で相違点が見られる。そのほかにも、井上編では女子と兵役の関係、女性の再婚の問題などが記されている。これらの相違点は、おそらく日露戦争の影響など、戦争がもたらした時代的な変化であると考えられる<sup>29)</sup>。分類した6つの項目の中でも、最も重視されたのは女子の心得を説いた個人道徳と、嫁・妻・母としての心得を説いた家族道徳に関する教育内容である。

すでに述べたように、文部省編纂修身教科書の内容を全体として見ると、女性の役割は、家庭内であって家事・育児を担当することであった。嫁としては、両親に孝行を行い、舅姑に仕え、妻としては貞操を守ると同時に、夫への従順、夫の仕事を補助する内助的な役割を果たすことが求められている。また、母としては、子女に対する慈愛、養育、教訓が求められている。すなわち、修身教科書では舅姑と同居し、家事使用人も抱えた家族にあって、夫や舅姑に仕え、子を育て教育し、家政を管理できる女性、そして国民としての自覚をもち合わせた女性こそが、「良妻賢母」だったのである<sup>30)</sup>。文部省編纂のものとは異なって井上編修身教科書に描かれた良妻賢母像は、妻・嫁として夫への無条件の従順さだけでなく、夫への諫言もできる女性が良妻の条件となり、女性の果たす役割はただ家庭内に限られたものではなく、進んで社会的・国家的な観点からも思考する女性こそが「良妻賢母」とされている<sup>31)</sup>。つまり、2つの修身教科書を全体としてとらえた場合、そこに描かれた良妻賢母像は、国家主義的イデオロギー枠内においてのみの「自覚」を持った女性として位置づけられ、嫁として、妻として、母としての役割を果たすと同時に、それを通じて国家に貢献することが求められていたと言えよう。

高等女学校の修身教育における良妻賢母教育の内容及びその位置づけは、次のような文部省編の修身教科書の記述によって明らかになる。すなわち「本書中往々男子に関する心得を説明せる所ありこれ女性は後來妻となりて夫を助け母となりて子を育つべき本分を有する者なるを以てなり」<sup>32)</sup>と記されている。女子生徒に対して修身教育を行うことはあくまでも男子のため、家族のためにつとめる素養を育成することに目的があったことが分かる。

今後の研究課題としては、大正・昭和期までの修身教科書を対象として、その変化を明らかにし、修身教科書に描かれた良妻賢母像を全体的に把握し、良妻賢母教育の実態を明らかにしたい。さらには、分析対象の教科を国語科や裁縫科にも広げ、国語科や裁縫科の教科書分析を含めて総合的に良妻賢母教育の内実を明らかにすることが考えられる。

## 注

- 1) 文部省大臣官房総務課編『歴代文部大臣式辞集』、(昭和44年)、P.117。
- 2) 田坂文穂『明治時代の国語科教育』(東洋館、1969年)、真有澄香による『「読本」の研究近代日本の女子教育』(おうふう、1995年)があり、修身教科書については小山静子の『良妻賢母という規範』(勁草書房、2007年)、唐澤富太郎による第6巻『教科書の歴史—教科書と日本人の形成—(上)』(ぎょうせい、平成元年)や蔵澄裕子による「近代女子道德教育の歴史—良妻賢母と女性特論という二つの位相—」(東京大学大学院教育学研究科教育学研究室紀要第34号、2008年)などがある。また、食物教育史については江原絢子による『高等女学校における食物教育の形成と展開』、(雄山閣、1998年)。
- 3) 「全国高等女学校長会議」(『教育時論』)第五五七号、明治33年10月5日)参照。
- 4) 文部省教育調査部調査資料第二輯『高等女学校関係法令の沿革』、(昭和16年)、pp.22-23。
- 5) 文部省教育調査部調査資料第二輯『同前書』、p.23。
- 6) 財団法人教科書研究センター『旧制中等学校教科内容の変遷』、(ぎょうせい、昭和59年)、p.249。
- 7) 小山静子『良妻賢母という規範』、(勁草書房、2007年)、p.201。
- 8) 高等女学校研究会『高等女学校資料集成』第10巻、(大空社、1989年)、p.1。
- 9) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第四巻、(龍吟社、昭和14年)、pp.295～301。
- 10) 文部省編纂訂正再版1902(明治35)年の『高等女学校用修身教科書』は、1902(明治35年4月)に巻一から巻四を発行し、1903(明治36)年3月に巻五を発行した。
- 11) 井上哲次郎編1907(明治40)年の『高等女学校用修身教科書』は、1907(明治40)年1月に巻一から巻四を発行し、同年12月に巻五を発行した。
- 12) 文部省『高等女学校用修身教科書』巻一、(文学社、明治35年)、緒言。
- 13) 井上哲次郎『訂正女子修身教科書』巻一、(金港堂、明治40年)、緒言。
- 14) 文部省『高等女学校用修身教科書』巻二、(文学社、明治35年)、p.2。
- 15) 文部省『高等女学校用修身教科書』巻五、(文学社、明治36年)、pp.33-34。
- 16) 文部省『高等女学校用修身教科書』巻三、(文学社、明治35年)、p.1-2。
- 17) 文部省『高等女学校用修身教科書』巻三、(文学社、明治35年)、pp.5-6。
- 18) 文部省『高等女学校用修身教科書』巻三、(文学社、明治35年)、p.7。
- 19) 文部省『高等女学校用修身教科書』巻三、(文学社、明治35年)、p.8。
- 20) 文部省『高等女学校用修身教科書』巻二、(文学社、明治35年)、p.19。
- 21) 文部省『高等女学校用修身教科書』巻四、(文学社、明治35年)、p.52。
- 22) 文部省『高等女学校用修身教科書』巻一、(文学社、明治35年)、p.9。
- 23) 井上哲次郎『訂正女子修身教科書』巻四、(金港堂、明治40年)、p.43。
- 24) 井上哲次郎『訂正女子修身教科書』巻四、(金港堂、明治40年)、p.43。
- 25) 唐沢富太郎『教科書の歴史—教科書と日本人の形成—(上)』、(ぎょうせい、平成元年9月)、p.347。
- 26) 井上哲次郎『訂正女子修身教科書』巻四、(金港堂、明治40年)、p.69。
- 27) 井上哲次郎『訂正女子修身教科書』巻四、(金港堂、明治40年)、p.71。
- 28) 井上哲次郎『訂正女子修身教科書』巻四、(金港堂、明治40年)、pp.80-81。
- 29) この点について小山は、井上編修身教科書のもとになる1907年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』について、「明治35年版にはそれほど明確でなかった、女の果たす家庭内役割を社会的・国家的観点から価値づける考え方が登場している」と分析している。
- 30) 小山静子『良妻賢母という規範』、p.203。
- 31) 小山静子『良妻賢母という規範』、p.204。
- 32) 文部省『高等女学校用修身教科書』巻一、(文学社、明治35年)、緒言。